

新規条例審議

危険区域の指定、
固定資産税の免除

復興に向けて2条例を新規制定



9月定例会の様子

9月定例会は、9月20日から10月12日まで23日間の会期で開かれました。一般質問（7ページ15ページに掲載）には9人が登壇し、復旧・復興に関する事について質問。公共施設建設の今後の見通しや緊急雇用創出事業についてお話ししました。また、平成23年度決算認定案は、決算特別委員会の審議の結果、すべて認定されました。そのほか、災害危険区域の指定と建築禁止・制限をする条例及び復興産業区域において固定資産税を免除する条例、並びに24年度一般会計補正予算など19件をすべて原案どおり可決し会期を閉じました。

災害危険区域指定 建築の禁止・制限

津波による再度の災害を想定し、復旧・復興事業の完了した将来においても、再度の被害が想定される地域を「災害危険区域」と指定し、建築の禁止・制限する条例を可決しました。

指定された区域は、今後復興事業として実施される「防災集団移転促進事業」に組み込まれ、その区域に居

住する住民の高台への移転が可能となります。条例についての質疑は次のとおりです。

問 想定される津波の浸水による深さが2m未満の災害危険区域内では、基準を満たしていれば住宅を建築してもよいのか。

建設課 鉄筋コンクリート造りなどの構造であれば建築してもよいが、その構造に加えて、ある程度の高さの必要性も検討している。

問 災害危険区域内で建築許可申請が出された場合はどうするのか。

建設課 許可しない。

問 この条例に違反して住宅を建築した場合、罰則はあるのか。

復興推進課 建築基準法による罰則規定が適用される。

問 建築する前に嚴重な注意などが必要ではないか。

復興推進課 建築許可申請が出されていない建築物は